

議案第 4 3 号

京丹後市史跡整備検討委員会条例の一部改正について

京丹後市史跡整備検討委員会条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 3 月 1 3 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

令和 5 年 3 月 1 日付けにて京丹後市教育委員会事務局組織規則（平成 1 6 年京丹後市教育委員会規則第 4 号）の一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行することに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市史跡整備検討委員会条例の一部を改正する条例

京丹後市史跡整備検討委員会条例（平成16年京丹後市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第8条中「文化財保護課」を「文化財保存活用課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

京丹後市史跡整備検討委員会条例(平成16年京丹後市条例第265号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市史跡整備検討委員会条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年12月24日 条例第265号</p> <p>第1条～第7条 (略) (庶務)</p> <p>第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>文化財保護課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>京丹後市史跡整備検討委員会条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年12月24日 条例第265号</p> <p>第1条～第7条 (略) (庶務)</p> <p>第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>文化財保存活用課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>